

見える化要件

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特定加算について

当法人では、福祉・介護職員改善加算を習得し、従業員の賃金改善を行っていました。諸規定の整備とキャリアアップ制度を導入し、「福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ」を習得しております。

上記加算に加え、福祉・介護職員の人材確保、定着に繋げていくために、経験・技能のある障害福祉人材に対し、更なる処遇改善を行うことが出来るよう「特定処遇改善加算」を習得致しました。

現在、「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ」を習得しております。

処遇改善加算等に対する職場環境要件について

○入職促進に向けた取組

- ・ 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・ 働きながら強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・ 各種研修（事業所内研修、外部研修、オンライン研修）

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- ・ 有給休暇が習得しやすい環境の整備

○生産性向上のための業務改善の取組

- ・ 高齢者の活躍等による役割分担の明確化
- ・ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

○やりがい・働きがいの構成

- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・ 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供